

別表2

指定事業者が行う事業(介護予防・日常生活支援総合事業)

(第1号訪問事業)「訪問介護員等によるサービス」

コード	対象者	単位数	実施方法	加算等内容
【A2】	事業対象者、 要支援1、要支援2	週1回程度の利用 1月につき1,176単位	指定事業所 ○事業所の届出が必要	特別地域加算、中山間地域等における小規模事業所加算、中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算、初回加算、生活機能向上連携加算、口腔連携強化加算、介護職員処遇改善加算、介護職員等特定処遇改善加算、介護職員等ベースアップ等支援加算、高齢者虐待防止措置未実施減算、業務継続計画未実施減算、同一建物減算
【A2】		週2回程度の利用 1月につき2,349単位		
【A2】	要支援2	週2回を超える程度の利用 1月につき3,727単位		
【A2】	事業対象者、 要支援1、要支援2	週1回程度の利用 1回につき287単位 1月の中で全部で4回まで		
【A2】		週2回程度の利用 1回につき287単位 1月の中で全部で8回まで		
【A2】	要支援2	標準的な内容で週2回を超える程度の利用 1回につき287単位 1月の中で全部で12回まで		
【A2】	事業対象者、 要支援1、要支援2	生活援助が中心で20分以上45分未満の場合 1回につき179単位 1月の中で全部で20回まで		
【A2】		生活援助が中心で45分以上の場合 1回につき220単位 1月の中で全部で16回まで		
【A2】	事業対象者、要支援1	短時間の身体介護が中心である場合 1回につき163単位 1月につき14回まで		

(第1号通所事業)「通所介護事業者の従事者によるサービス」

コード	対象者	単位数	実施方法	加算等内容
【A6】	事業対象者、要支援1	週1回程度の利用 1月につき1,798単位	指定事業者 ○事業者の届出が必要	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算、生活機能向上グループ活動加算、若年性認知症利用者受入加算、栄養アセスメント加算、栄養改善加算、口腔機能向上加算、一体的サービス提供加算、サービス提供体制強化加算、生活機能向上連携加算、口腔・栄養スクリーニング加算、科学的介護推進体制加算、介護職員処遇改善加算、介護職員等特定処遇改善加算、介護職員等ベースアップ等支援加算、定員超過減算、人員基準減算、高齢者虐待防止措置未実施減算、業務継続計画未実施減算、同一建物減算、送迎減算
【A6】	要支援2	週2回程度の利用 1月につき3,621単位		
【A6】	事業対象者、要支援1	週1回程度利用 1回につき436単位 1月の中で全部で4回まで		
【A6】	要支援2	週2回程度の利用 1回につき447単位 1月の中で全部で8回まで		